

# 金ヶ崎町一般廃棄物処理基本計画

(令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

令和3年3月

金ヶ崎町

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画の期間 .....	3
第4節 計画の範囲 .....	3
<b>第2章 地域の概況</b> .....	4
第1節 位置・地勢・気候 .....	4
第2節 人口及び世帯数の推移 .....	5
第3節 事業所数及び従業者数の推移 .....	5
<b>第3章 ごみ処理基本計画</b> .....	6
第1節 ごみ処理の現状 .....	6
1 ごみ処理体制 .....	6
2 ごみ排出量の推移 .....	8
3 中間処理及び最終処 .....	11
第2節 ごみ処理の課題 .....	12
1 ごみの減量化・資源化に関する課題 .....	12
2 環境学習・啓発活動に関する課題 .....	12
3 不法投棄に関する課題 .....	13
4 ごみ処理手数料の適正化 .....	13
第3節 人口及びごみ発生量の将来予測 .....	14
1 人口の将来予測 .....	14
2 ごみ排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合） .....	14
第4節 基本理念 .....	15
第5節 基本方針 .....	16
1 ごみの発生・排出抑制の推進 .....	16
2 リサイクルの推進 .....	16
3 ごみの適正処理の推進 .....	16

第6節	基本目標	17
1	数値目標	17
2	ごみ排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）	17
第7節	目標達成に向けた施策	18
1	ごみの発生・排出抑制及び資源化の推進	18
2	ごみの適正処理の推進	18
<b>第4章</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	<b>20</b>
第1節	生活排水処理の現状	20
1	生活排水処理体系	20
2	生活排水処理形態別人口	21
3	し尿及び汚泥等の収集量の推移	22
4	収集運搬の現状	22
5	中間処理及び最終処分の現状	22
6	し尿処理施設の概要	22
第2節	生活排水処理の将来予測	24
1	生活排水処理の将来予測	24
2	し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測	25
第3節	生活排水処理計画	26
1	基本方針	26
2	処理主体	26
<b>第5章</b>	<b>計画の進行管理</b>	<b>27</b>

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画の目的

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会構造は、地球温暖化や天然資源の枯渇など地球環境問題をもたらすとともに、国内ではごみの大量排出による深刻な問題を引き起こしてきました。そのため、わが国では環境基本法や循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、昨今では国際的にみても国連において「**持続可能な開発目標（SDGs）**」\*が採択されるなど、大きな方向性が示され、特に食品ロスの問題やプラスチックによる海洋汚染の問題などの廃棄物に関する問題について国際社会全体で取り組んでいくことが求められています。

金ケ崎町は、「第十一次総合計画」における基本目標の1つである「快適で安全・安心な暮らしと環境にやさしいまち」を目指していくために、町民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいかなければなりません。

金ケ崎町一般廃棄物処理基本計画は、限られた財源の中で効率的な一般廃棄物処理事業を推進していくため、また、さらなる循環型社会を形成し、環境を保全していくことを目的に策定します。



\*「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。このうち、特に目標12（つくる責任つかう責任）と目標14（海の豊かさを守ろう）の2つは廃棄物の問題と密接に関連します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、本町の一般廃棄物処理に係る最上位計画に位置付けられ、当町における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定にあたっては、金ケ崎町総合計画や金ケ崎町田園環境基本計画などの上位計画や国や県の関連計画などと整合を図るものとしします。

また、「一般廃棄物処理実施計画」や「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定するものです。

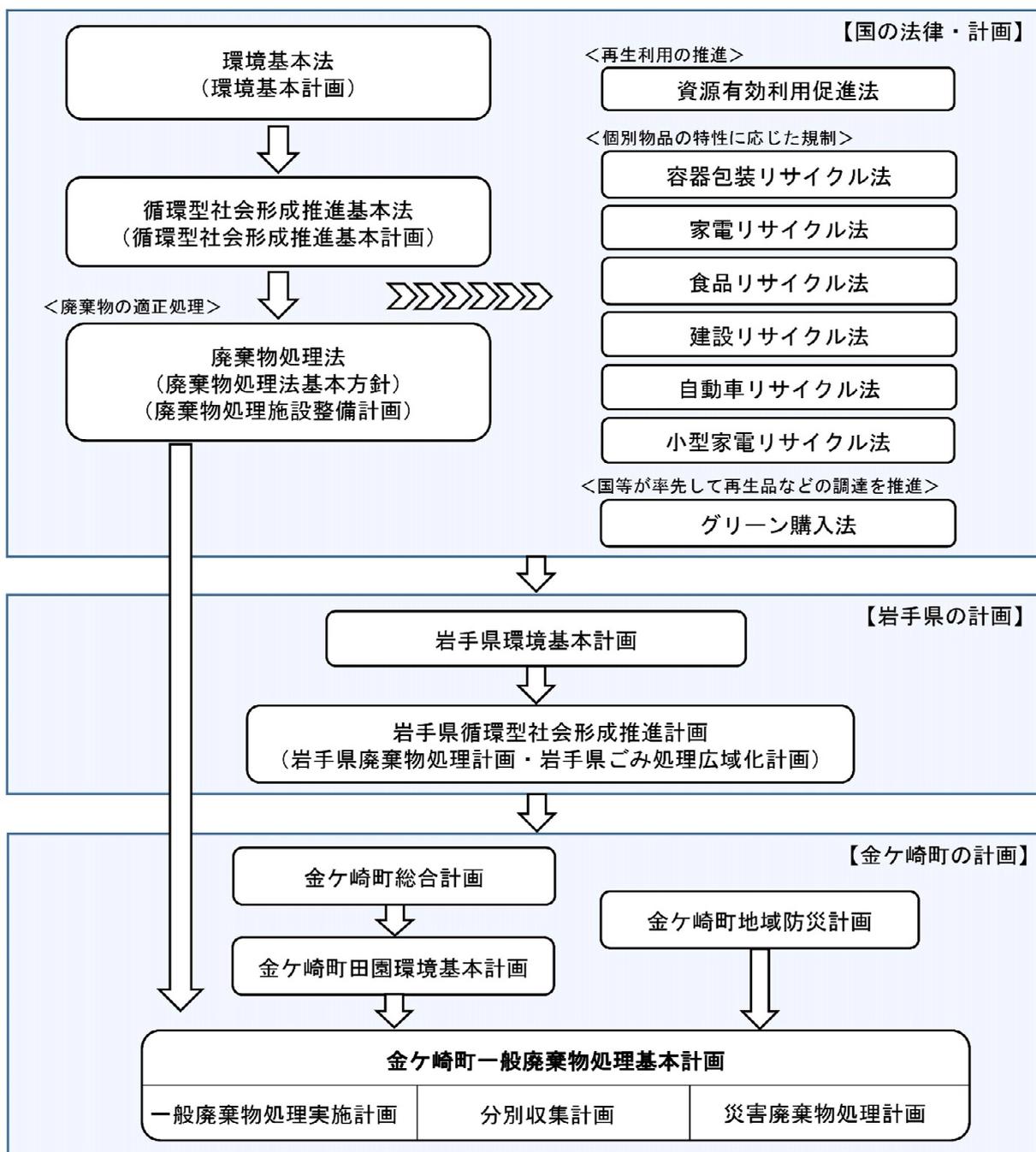


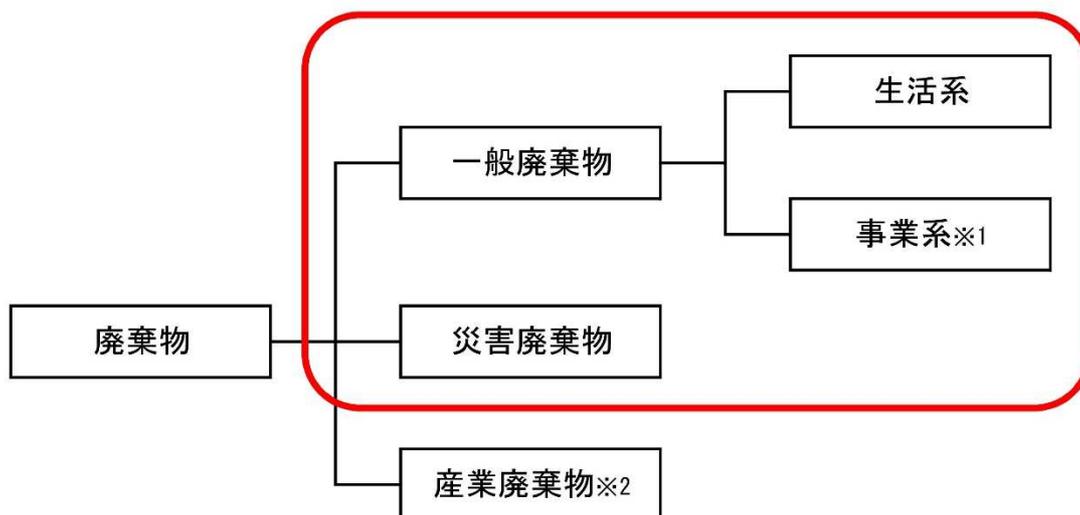
図 1-1 計画の位置づけ

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

### 第4節 計画の範囲

本計画の対象区域は本町全域とし、対象とする廃棄物は本町で発生する一般廃棄物とします。



※1 事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物を除くもの。

※2 事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同法施行令第2条で定められている20種類の廃棄物。

図1-2 対象となる一般廃棄物

## 第2章 地域の概況

### 第1節 位置・地勢・気候

金ヶ崎町は、岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市、南は奥州市と隣接し、東西 21.8 km、南北 14.4 km、面積 179.76 km<sup>2</sup>を有しています。

地勢は、西部の奥羽山系駒ヶ岳から緩やかに扇状地が広がり、東端を北上川が、南端を胆沢川が流れています。西端の駒ヶ岳と東端の平坦地との間に 1,300m以上もの標高差があります。

気候は、標高差が大きいため気温差が大きく、概して内陸性の気候を呈していますが、奥羽山脈を持つ西寄りの地域は日本海側の気候に支配され、冬場は多くの積雪をもたらしています。



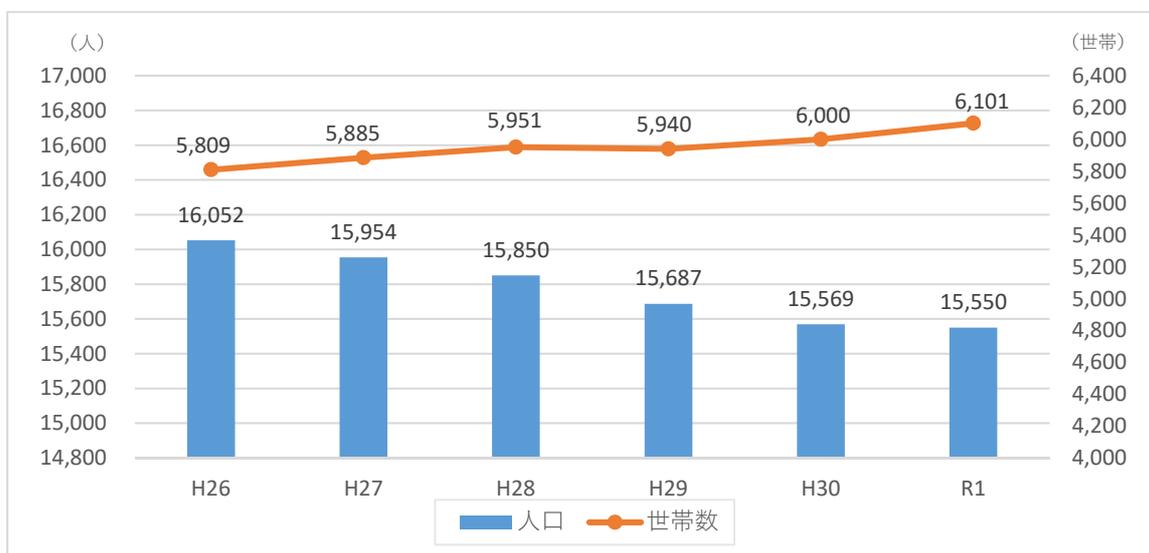
図 2-1 本町位置図

## 第2節 人口及び世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移を図2-2に示します。

人口は微減傾向にあり、令和2年3月31日現在で15,550人となっています。

世帯数は微増傾向にあり、令和2年3月31日現在で6,101世帯となっています。



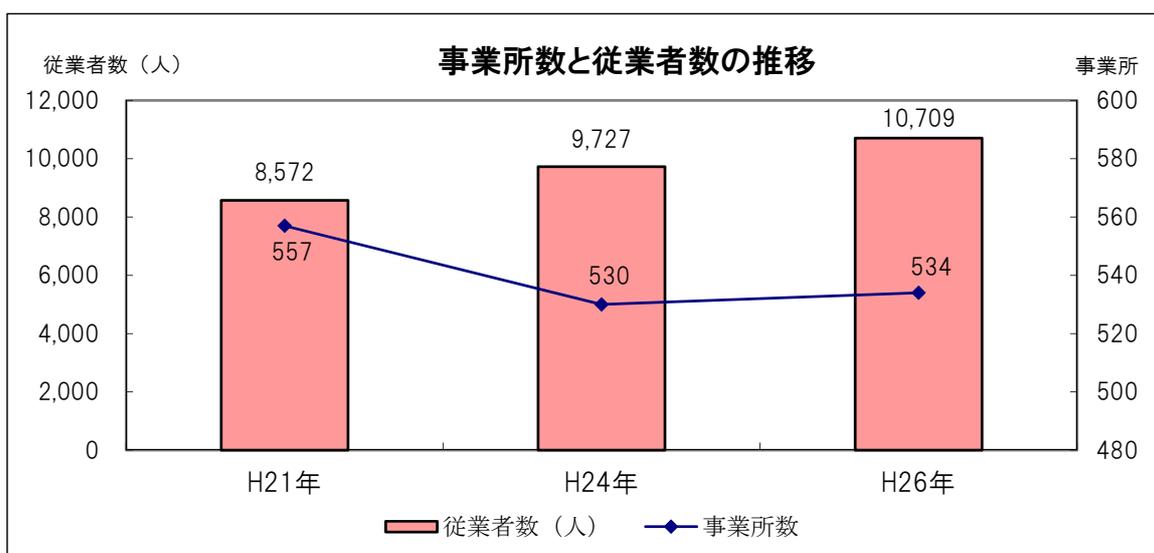
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

図2-2 人口及び世帯数の推移

## 第3節 事業所数及び従業者数の推移

本町の事業所数及び従業者数の推移を図2-3に示します。

事業所数は横ばい傾向にあり、従業者数は増加傾向にあります。平成21年から平成26年までの5年間で、事業所数は4.1%減少し、従業者数は24.9%増加しています。



資料：金ヶ崎町統計資料

図2-3 事業所数及び従業者数の推移

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理体制

##### (1) ごみの分別及び収集・運搬

町内で発生したごみは、大きく分けて「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」として、町が委託した許可業者が各地区の集積ステーションから収集しているほか、排出者自身で胆江地区衛生センターへ搬入しています。

##### (2) ごみ処理フロー

可燃ごみは胆江地区衛生センターのごみ焼却施設で焼却処理し、焼却残渣を胆江地区最終処分場で埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、胆江地区衛生センターの粗大ごみ処理施設で破碎選別処理しています。回収した金属等は再資源化事業者へ売却し、可燃性の選別残渣はごみ焼却施設で焼却処理し、不燃性の選別残渣は最終処分場で埋立処分しています。

資源物のうち、紙類、缶類及び鉄くずは民間業者へ売却し、びん類及びプラスチック類は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化しています。

使用済小型家電は、小型家電認定事業者へ引き渡しています。

生ごみは、一部指定地域で分別収集を実施し、有限会社オーガニック金ヶ崎が設置運営する堆肥センターにて堆肥化による資源化を行っています。

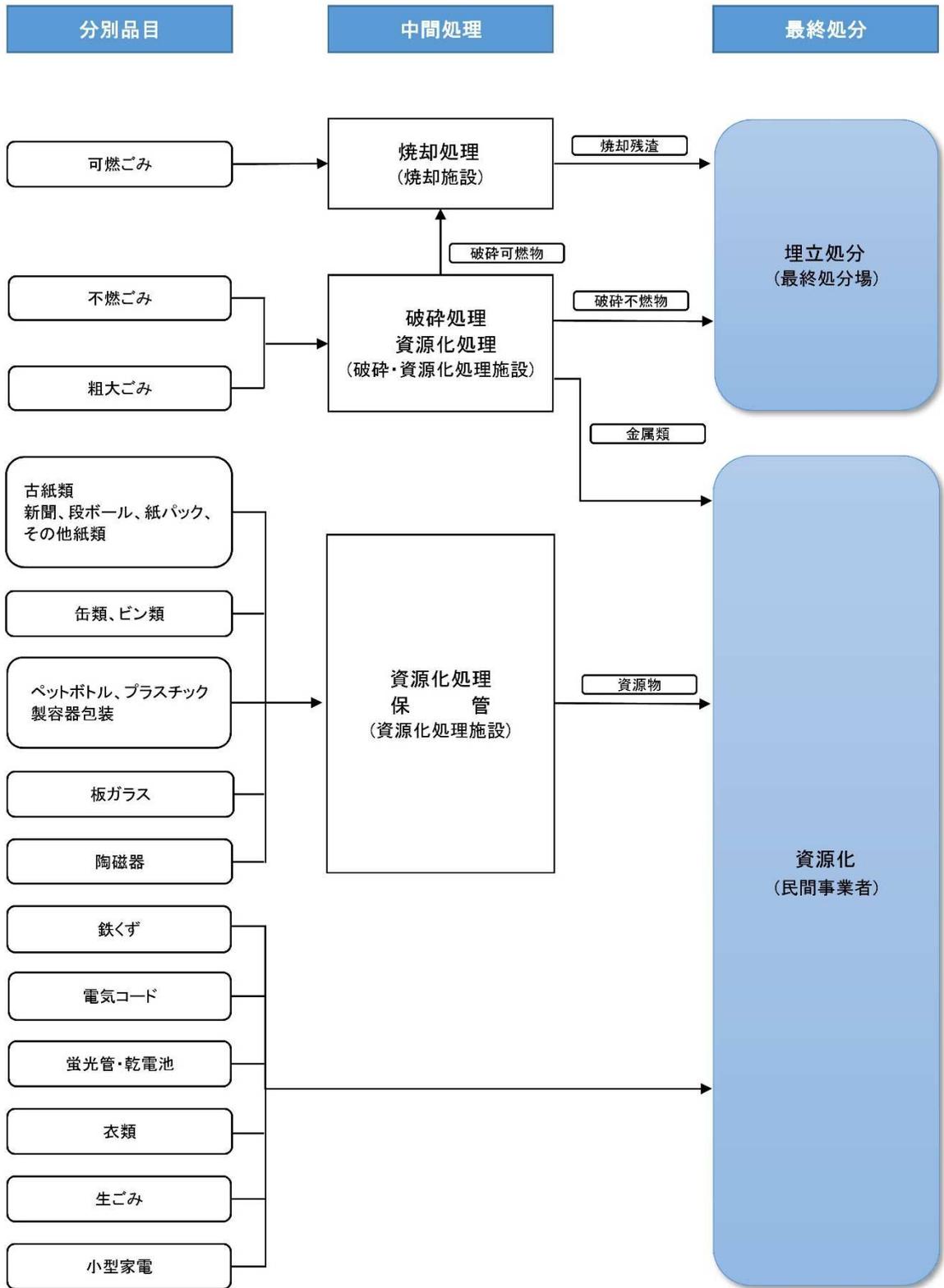


図 3-1 ごみ処理フロー

## 2 ごみ排出量の推移

### (1) ごみ総排出量の推移

家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみ総排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移していましたが、令和元年度は前年度と比較し増加しました。

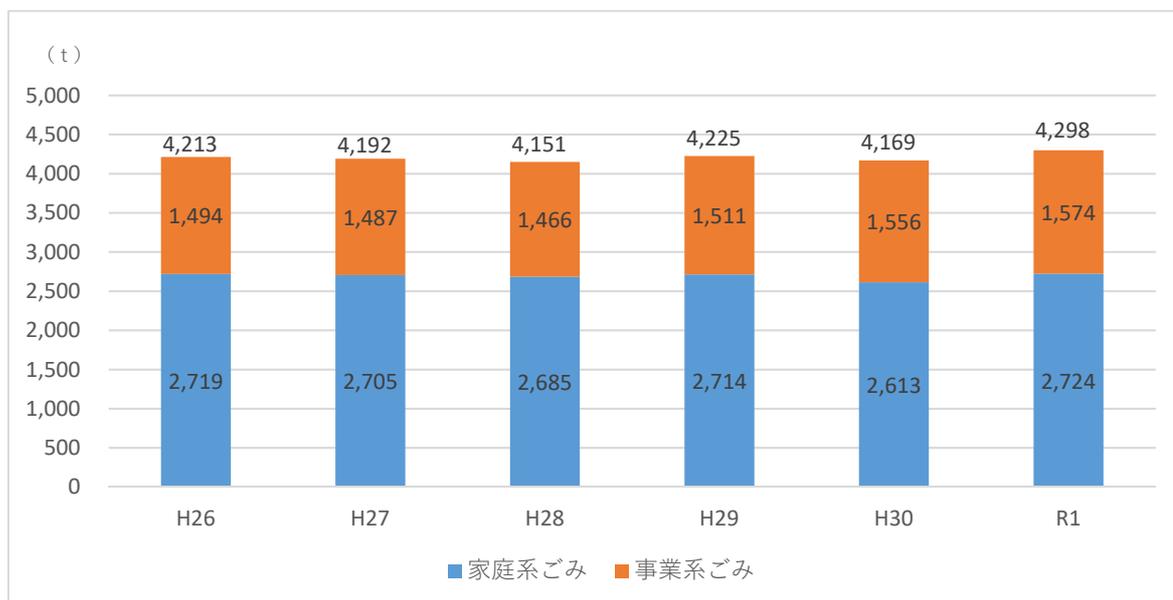


図 3-2 ごみ排出量の推移

### (2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭から排出される「家庭系ごみ」の排出量はほぼ横ばいで推移しています。

令和元年度の家庭系ごみの内訳をみると、可燃ごみが 77.4%、次いで資源ごみ・集団回収が 18.6%、不燃ごみが 4.0%となっています。

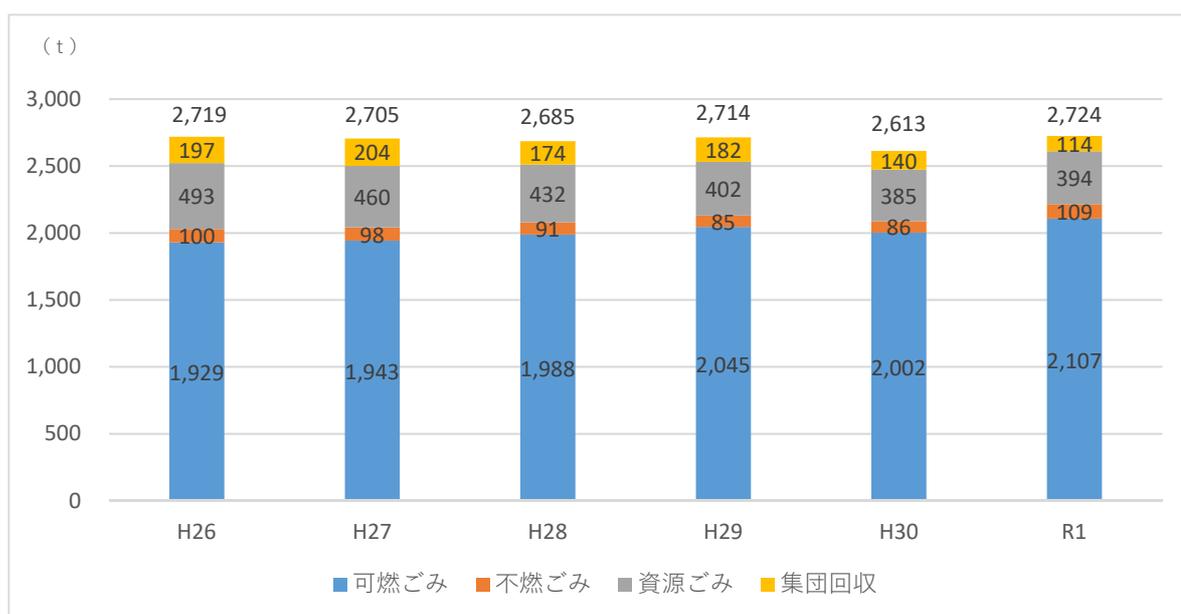


図 3-3 家庭系ごみ排出量の推移

(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、国平均及び県平均と比較して低い状況ですが、増加傾向で推移しており、令和元年度には 388 g／人・日となっています。

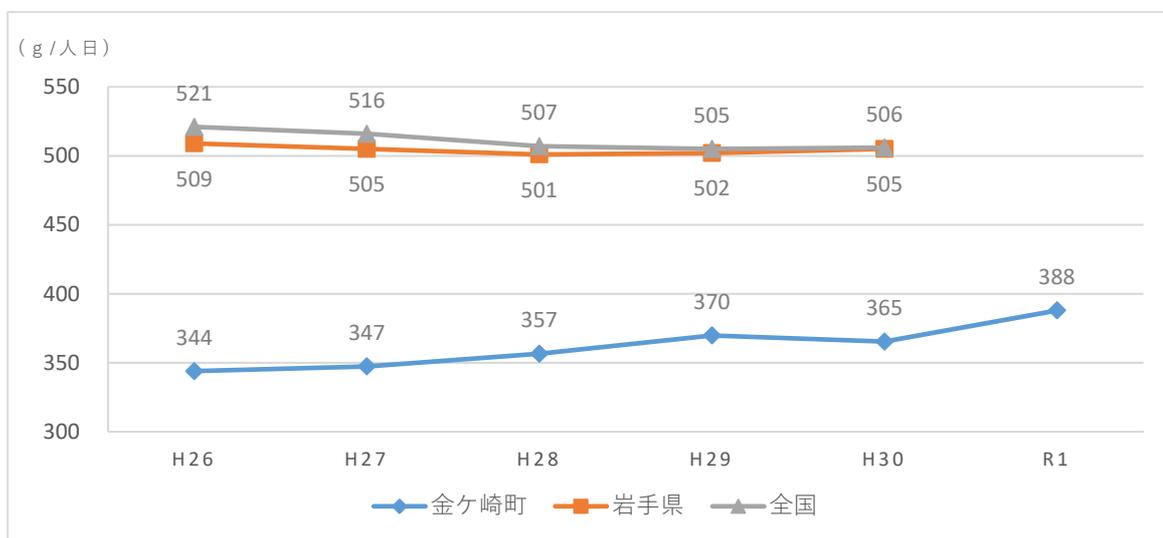


図 3-4 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の推移

(4) 事業系ごみ排出量の推移

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、平成 28 年度までは減少傾向にあったものの、その後は増加傾向にあり、令和元年度は 1,574 t と平成 26 年度と比較して約 5.4%増となっています。

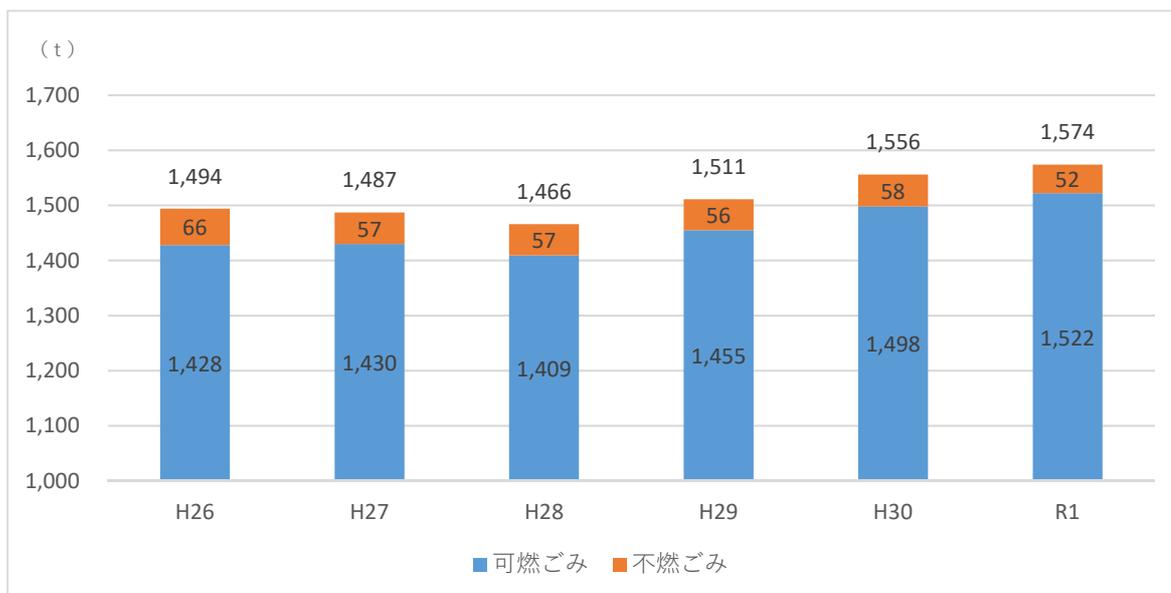


図 3-5 事業系ごみ排出量の推移

### (5) 資源化量の推移

本町の資源化量及びリサイクル率の推移を図 3-6 に示します。

資源化量は減少傾向にあり、令和元年度は 508 t と前年比 3.3% の減、平成 26 年度と比べ 182 t、26.4% の減となっています。

リサイクル率も減少傾向にあり、令和元年度は 12.5% と平成 26 年度と比べ 4.9 ポイントの減となっています。

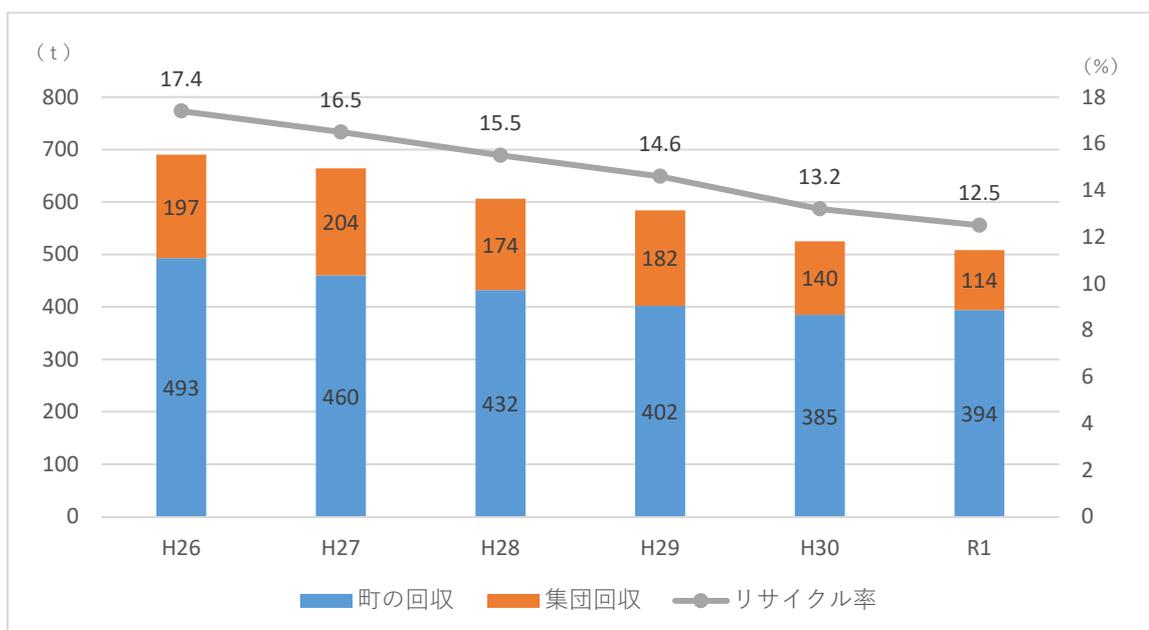


図 3-6 資源化量の推移

※リサイクル率 (%) = (中間処理後の資源化量+集団回収量) / ゴミ総排出量

### 3 中間処理及び最終処分

#### (1) 中間処理

中間処理施設の概要は表 3-1 に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は、奥州市と共同で設立している奥州金ケ崎行政事務組合が運営する胆江地区衛生センターで行っています。

表 3-1 中間処理施設の概要

名 称	胆江地区衛生センター	
所 在 地	奥州市水沢佐倉河字仙人 49 番地	
施設区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理能力	240 t / 日 (120 t / 日 × 2 炉)	50 t / 5 h
処理方式	全連続式燃焼式 (ストーカ式)	圧縮破碎 3 分別方式 (可燃・不燃・鉄分)
稼働開始	平成 6 年 10 月	昭和 55 年 4 月

#### (2) 最終処分

最終処分場の概要は表 3-2 に示すとおりです。

現在は奥州金ケ崎行政事務組合が運営する胆江地区最終処分場で埋立処分を行っています。

なお、昭和 40 年 7 月に西根幸木地内に開設した町最終処分場 (安定型) は、現在は休止しています。

表 3-2 最終処分場の概要

名 称	胆江地区最終処分場	
所 在 地	奥州市前沢字石田 148 番地 4	
埋立面積	23,770 m <sup>2</sup>	
埋立容量	125,000 m <sup>3</sup>	
埋立開始	平成 23 年 3 月	
埋立方式	開放型	サンドイッチ・セル方式

## 第2節 ごみ処理の課題

### 1 ごみの減量化・資源化に関する課題

#### (1) 家庭ごみの減量化・資源化

本町の家庭ごみの排出量は概ね横ばいの状態となっておりますが、人口は減少していることから、1人1日当たりのごみの量は増加傾向にあります。

家庭ごみの減量は、ごみの焼却処理量及び最終処分量の削減による環境負荷の軽減、ごみ処理経費の削減などのためにも有効です。

今後は、国や県でも取り組みが進められている食品ロスの削減対策を強化するなど、今まで以上に発生抑制を推進していく必要があります。

#### (2) 事業系ごみの減量化・資源化

本町の事業系ごみの排出量は増加傾向にあります。排出事業者自らの責任による適正処理・資源化を促進するため、事業者への周知徹底や指導を図る必要があります。

#### (3) 資源物の適正分別による排出

本町の資源化量とリサイクル率は減少傾向にあります。近年では、スーパー等における紙パックやペットボトルなど資源ごみの店頭回収を利用している町民が増え、行政回収量が減少してリサイクル率が伸び悩んでいることが要因の一つと考えられます。

さらに、資源化可能な紙ごみやプラスチック製容器包装類が可燃ごみに出されてしまっていることや、一部指定地域では生ごみを分別収集し、町内の堆肥センターにて堆肥化による資源化を行っていますが、生ごみ回収量は減少傾向にあることから、可燃ごみとして排出されていることも要因の一つと考えられます。

このように、可燃ごみの中に資源化可能なものが多く含まれることから、資源ごみとしての分別排出を徹底する必要があります。

#### (4) ごみ出し困難者

高齢化の進展に伴い、ごみを集積ステーションまで持って行くことができない、ごみ出し困難者が増加しています。生活環境や身体の状態も様々であるため、一律的な取り決めだけの対応は難しく、自助・共助・公助の枠組みについて福祉担当課と廃棄物担当課が連携して検討していく必要があります。

### 2 環境学習・啓発活動に関する課題

地域で開催する出前講座や地区説明会、幼稚園を対象としたリサイクル教室の開催、町のホームページや広報紙を活用しての情報発信などを通じて、ごみの分別や減量について啓発を行ってきました。

今後ともごみの減量化・資源化に関する意識啓発を図るため、より分かりやすい情報を提供していく必要があります。

また、アパートなど集合住宅などにおける不適正な排出事案の相談が増加していること

から、入居者に対する周知の徹底を図り、集合住宅の所有者等の協力体制を強化していく必要があります。

### 3 不法投棄に関する課題

依然として後を絶たない不法投棄について、不法投棄は厳しい罰則を伴う犯罪であること、また、原因者が特定できない不法投棄物は、土地の所有者または管理者に撤去義務があることを周知徹底していく必要があります。

### 4 ごみ処理手数料の適正化

近年、本町の総ごみ量は概ね横ばいの状態となっていますが、家庭系ごみの1人1日当たりの発生量は増加傾向にあります。平成17年5月に国の方針として一般廃棄物の有料化を推進すべきであることが明確化され、全国的にごみ処理の有料化を進める自治体が増えています。県内では、現在北上市がごみ処理の有料化を実施している状況です。

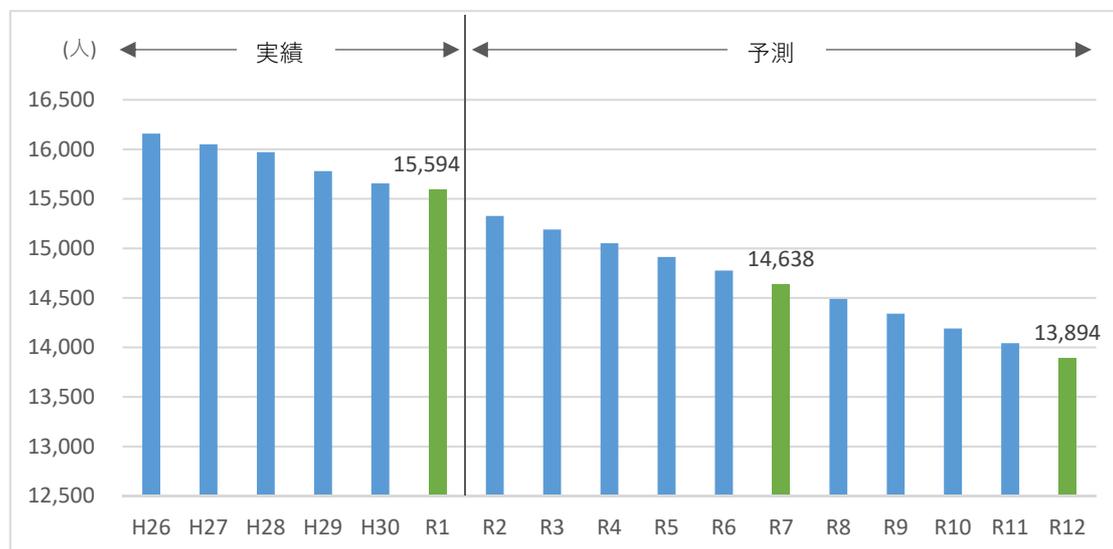
本町でもごみの減量は重要課題であり、ごみの排出抑制や排出量に応じた費用負担の公平化を目的として、ごみ有料化の実現に向けて調査・検討する必要があります。

### 第3節 人口及びごみ発生量の将来予測

#### 1 人口の将来予測

本町の人口の将来予測を図3-7に示します。

令和7年度に14,638人に、令和12年度に13,894人になる見込みです。



資料：金ヶ崎町総合計画

図3-7 将来人口予測

#### 2 ごみ排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

本計画に使用のごみ排出量の将来推計のうち、図3-8では新しい対策をせずに、現在の各種施策を継続した場合のごみ排出量の将来予測を表しています。

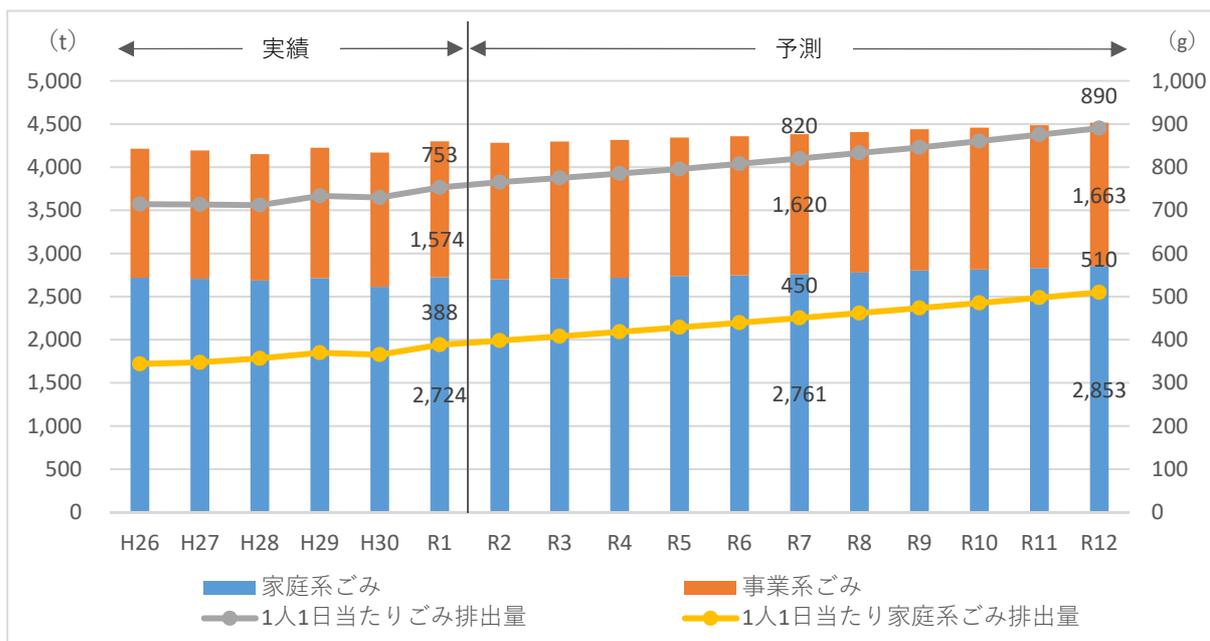


図3-8 ごみ排出量の予測（現状施策のまま推移した場合）

## 第4節 基本理念

金ケ崎町一般廃棄物処理基本計画の上位計画であり、金ケ崎町総合計画の個別計画として位置付けている金ケ崎町田園環境基本計画において、目指すべき環境像を「快適に暮らし続けられるまち」と設定し、次の3つを田園環境づくりの基本方針に掲げています。

- 1 健康で安全な田園環境づくり
- 2 環境に配慮した田園環境づくり
- 3 環境への負荷の少ない循環型地域社会（田園環境）づくり

このことから、本計画においては「環境への負荷の少ない循環型地域社会づくり」を基本理念に掲げることとします。

### 環境への負荷の少ない循環型地域社会づくり

現在の資源の大量消費・大量廃棄型の生活は、自然循環を遮り資源の枯渇や廃棄物問題を引き起こしていることから、町民・事業者・行政の協働によりごみの発生回避（リフューズ）、発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4R※に取り組むとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、環境への負荷をできる限り低減する必要があります。

豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、健全な財政運営との両立を図りながら、金ケ崎町の美しい田園環境にふさわしい「循環型地域社会」の実現を目指します。

#### ※【4R】

1. Refuse（リフューズ）：発生回避（不要なものは断りごみを出さない）
  2. Reduce（リデュース）：発生・排出抑制（ごみを減らす）
  3. Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使う）
  4. Recycle（リサイクル）：再生利用（分別して資源として再利用する）
- 上記の順で取り組むことが、減量化・資源化の推進にもっとも効果がある。

## 第5節 基本方針

基本理念の実現のため次のとおり基本方針を設定し、持続可能な開発目標（SDGs）も考慮しながら、本計画に掲げる施策を推進していきます。

### 1 ごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生や排出を抑制するためには、町民、事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、ごみの排出抑制の必要性を認識することが大切です。

4Rを重視したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目指し、町民・事業者・町が協働してそれぞれの役割に取り組み、ごみの発生・排出をできる限り減らすまちづくりを目指します。

### 2 リサイクルの推進

効率的で質の高い資源の循環利用を推進するためには、排出源での分別が重要です。

限りある資源を有効に使うために、ものを大切に活用する循環型地域社会の構築を目指し、町民・事業者・町が協働して資源化への意識を高める啓発やPRを行い、リサイクルの更なる推進を図ります。

### 3 ごみの適正処理の推進

ごみ処理には、多くのエネルギーを必要とするだけでなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめ、環境に負荷を与える物質が発生することから、環境負荷をできる限り軽減するために、ごみの排出ルールの徹底を周知するとともに、処理体制の効率化と利便性向上を目指します。

## 第6節 基本目標

### 1 数値目標

基本方針に基づく各種施策の成果指標として、次のとおり数値目標を設定します。

指 標	令和 12 年度目標
1人1日当たりごみ排出量 (g) (令和元年度実績 753g)	738g (令和元年度の約2.0%削減)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g) (令和元年度実績 388g)	350g (令和元年度の約9.8%削減)
リサイクル率 (%) ※ (令和元年度実績 12.5%)	15.0%

※リサイクル率

上記のリサイクル率は、市町村等からの報告を基に環境省が公表している一般廃棄物処理事業実態調査によるため、町民が小売店等に持ち込んだ資源回収量は含まれません。

### 2 ごみ排出量の将来予測 (数値目標を達成した場合)

目標を達成した場合の排出量を図3-9に示します。

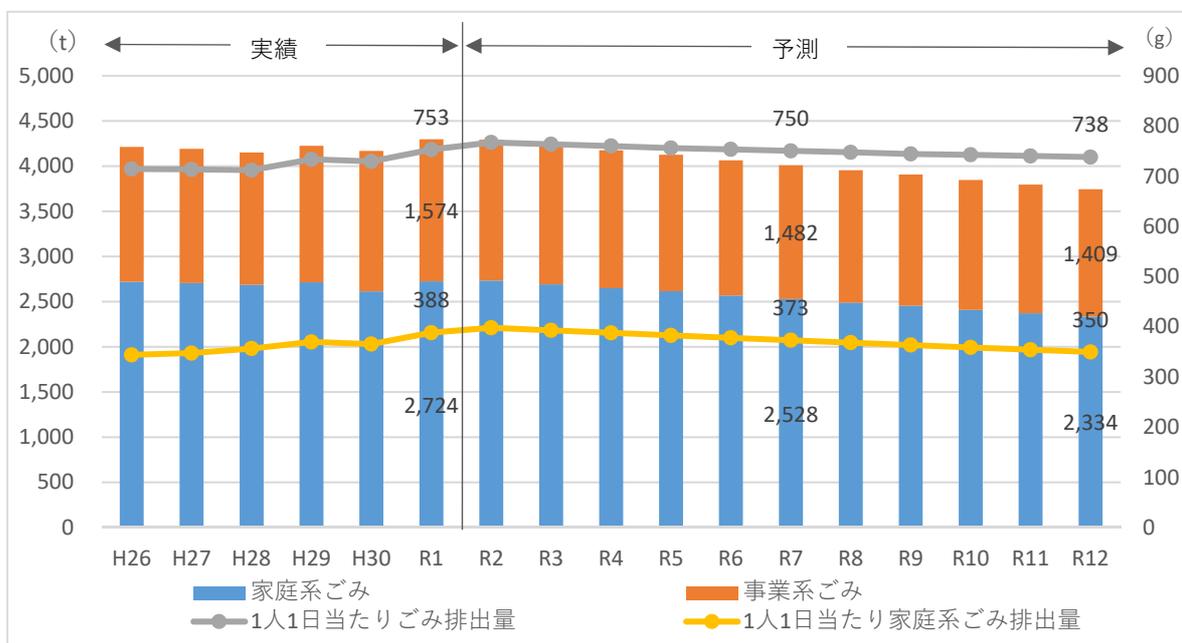


図3-9 ごみ排出量の予測 (数値目標を達成した場合)

## 第7節 目標達成に向けた施策

### 1 ごみの発生・排出抑制及び資源化の推進

#### (1) 家庭ごみの発生抑制・資源化

##### ① 4Rの推進

ごみの減量は、まず、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものを作らない、買わない、ものを長く大事に使うなど、リフューズ（不要なものは断る）とリデュース（ごみを減らす）に努めるとともに、詰め替え商品の活用などリユース（繰り返し使う）を徹底した上で、リサイクル（資源化する）を推進することが重要です。

4Rの取り組みについて周知啓発を図り、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。

##### ② 生ごみ減量の促進

家庭から排出されるごみの多くを生ごみが占めており、家庭ごみの減量を図るためには、生ごみ対策が極めて効果的であることから、分別収集や生ごみの水切りなど、家庭での取り組みを促します。

##### ③ 食品ロスの削減

「食品ロス」と呼ばれる、まだ食べられる食品が、1人1日茶碗1杯分発生しています。買い物時から使用時まで食品ロスを出さないような意識、賞味期限・消費期限等について正しい理解が広まるよう周知啓発などを進めます。

#### (2) 事業系ごみの発生抑制・資源化

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制や資源化に努めるほか、その際、環境物品等の使用促進や使い捨てる商品の使用抑制等により、環境負荷の少ないグリーン製品やサービスを提供するなど環境に配慮した取り組みを積極的に行うよう働きかけます。

### 2 ごみの適正処理の推進

#### (1) 資源となるものの分別の徹底

町のホームページや広報紙を活用しての情報発信などを通じて、ごみの分別や減量について啓発を図ります。

資源化できるものを正しい分別区分で排出できるよう、より分かりやすい周知啓発を行うとともに、地区公衆衛生組合と連携し、集積ステーションにおける立会い指導等を継続して行います。

また、町が回収する資源に限らず、製造・販売業者等が回収する資源の情報を積極的に提供し、町民の協力を促します。

#### (2) 環境教育・意識啓発の実施

ごみの減量化・資源化を推進するため、現在のライフスタイルの見直しに向けた環境

教育の推進に努めます。出前講座や地区説明会を開催し、ごみの減量化とリサイクルについて町民の協力を求めていきます。

また、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、幼稚園や保育園、小学校での環境教育を対象としたリサイクル教室を開催し、分かりやすい環境学習の充実を図ります。

### (3) 不法投棄対策

不法投棄の未然防止等を図るため、環境監視指導員による監視・情報収集を行うとともに、監視体制の強化を警察等の関係機関や地域住民と連携を図り、不法投棄防止に努めます。

また、不法投棄防止に係る周知啓発や巡回パトロールを継続し、不法投棄常習箇所には啓発看板を設置するとともに、監視カメラ等を設置し未然防止を図ります。

### (4) ごみ処理手数料有料化の検討

ごみの分別マナーの徹底や十分なごみ減量施策を実施した上で、国の方針に基づき排出量に応じた費用負担の公平化や排出抑制・再生利用等の町民の意識改革を進めることを目的として、ごみ処理手数料有料化の実現に向けて調査・検討していきます。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1 生活排水処理体系

本町における生活排水処理体系を図4-1に示します。

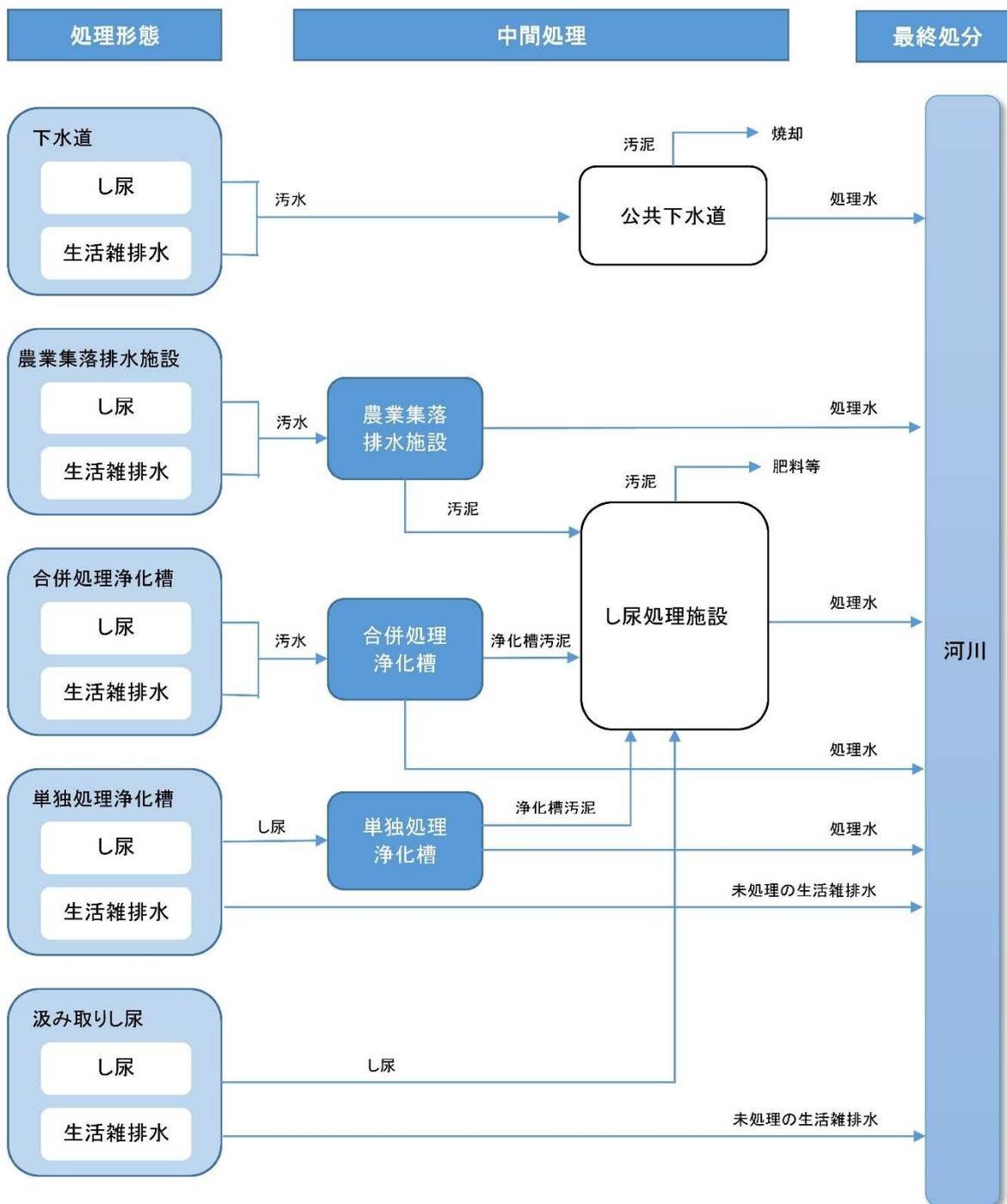


図4-1 生活排水処理体系

## 2 生活排水処理形態別人口

本町における生活排水の処理形態別人口を表 4-1 及び図 4-2 に示します。

表 4-1 生活排水処理形態別人口

単位：人

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
①計画処理区域内人口	16,052	15,954	15,850	15,687	15,569	15,550
②水洗化・生活雑排水処理人口	13,773	13,803	13,838	13,755	13,871	13,959
下水道	7,714	7,718	7,747	7,748	7,916	8,072
農業集落排水処理施設	4,892	4,895	4,903	4,832	4,791	4,730
合併処理浄化槽	1,167	1,190	1,188	1,175	1,164	1,157
③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	41	41	33	31	30	29
④非水洗化人口 汲取りし尿	2,238	2,110	1,979	1,901	1,668	1,562
生活排水処理率 (%) ②/①	85.8%	86.5%	87.3%	87.7%	89.1%	89.8%

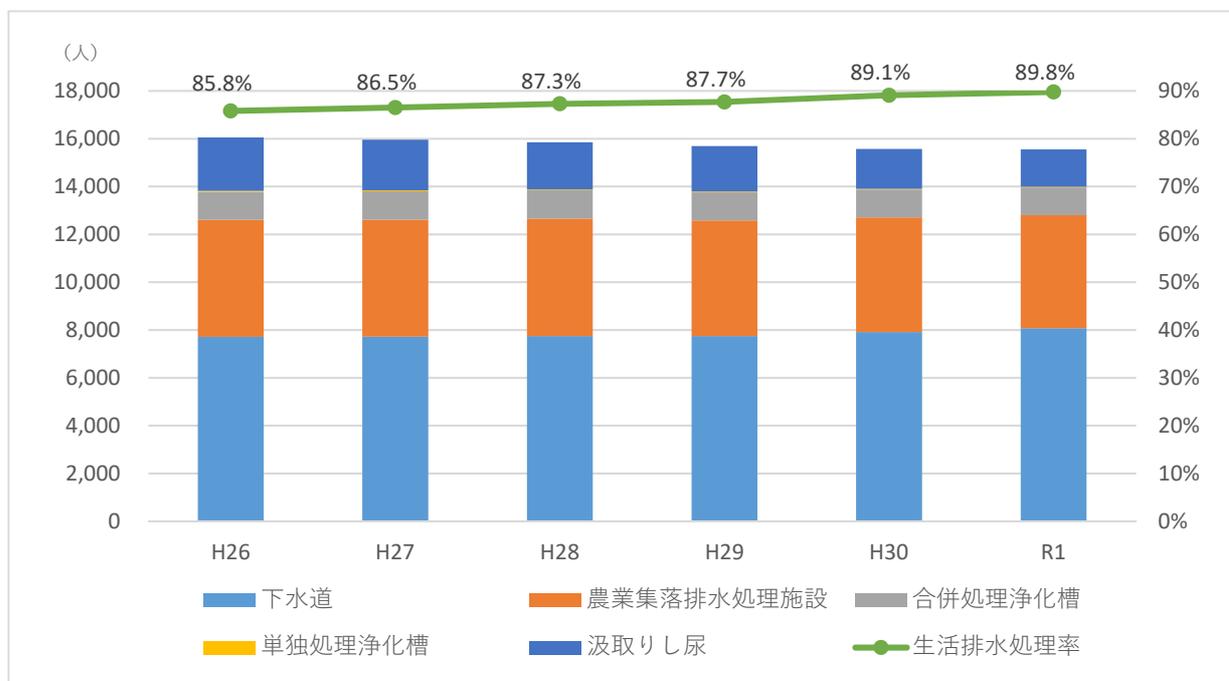


図 4-2 生活排水処理形態別人口

### 3 し尿及び汚泥等の収集量の推移

本町におけるし尿及び汚泥等の収集量を図 4-3 に示します。

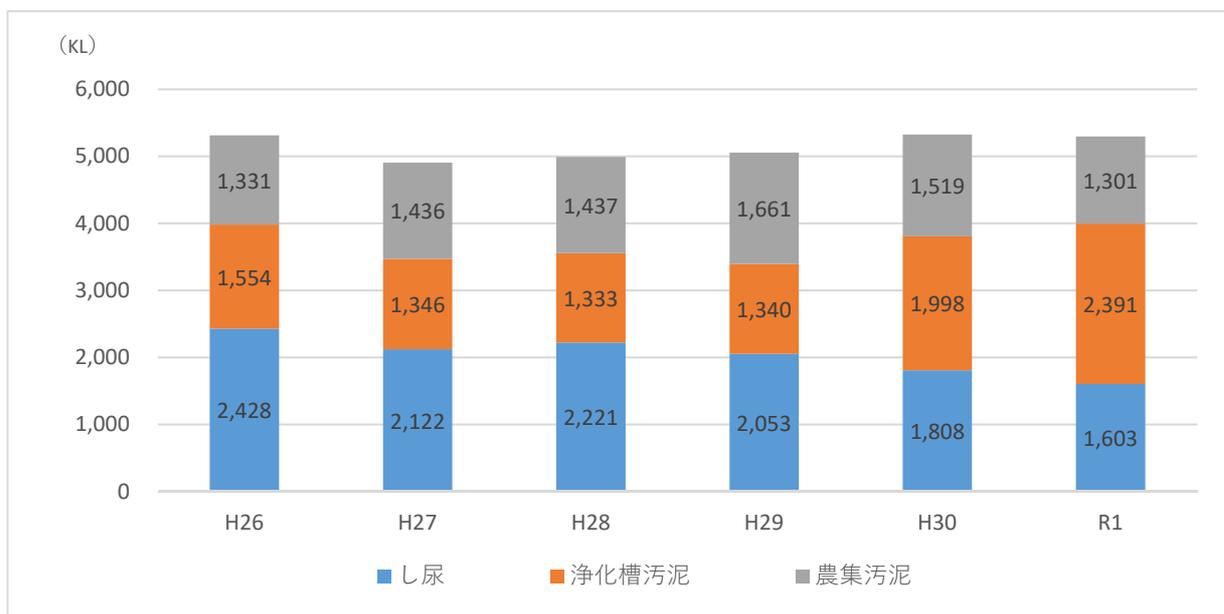


図 4-3 し尿等収集量の推移

### 4 収集運搬の現状

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、町が許可した業者が行っています。

### 5 中間処理及び最終処分の現状

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、胆江地区衛生センターで行っています。

処理後の脱水汚泥は、隣接地のごみ焼却施設において焼却処理するほか、汚泥肥料の生産によりリサイクルを行っています。し渣は焼却処理をしています。

焼却処理はごみと混焼しており、焼却残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行っています。

### 6 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要を表 4-3 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥等の中間処理は、奥州金ヶ崎行政事務組合が運営する胆江地区衛生センターし尿処理施設で行っています。

表 4-2 し尿処理施設の概要

名 称	胆江地区衛生センターし尿処理施設	
所 在 地	奥州市水沢佐倉河字仙人 49 番地	
処理方式	主処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式
	汚泥処理	脱水→ごみ焼却施設へ（汚泥焼却後、場外搬出、埋立） ※一部、汚泥肥料として無料頒布
	臭気処理	高濃度臭気 生物脱臭＋酸・アルカリ次亜塩洗浄＋活性炭脱臭 中濃度臭気 酸・アルカリ次亜塩洗浄＋活性炭脱臭 低濃度臭気 活性炭脱臭
処理能力	276 KL／日	

## 第2節 生活排水処理の将来予測

### 1 生活排水処理の将来予測

本町の生活排水処理形態別人口の将来予測を表 4-3 及び図 4-4 に示します。

表 4-3 処理形態別人口の将来予測

単位：人

項目	H30	R1	R2	R7	R12
①計画処理区域内人口	15,569	15,550	15,327	14,638	13,894
②水洗化・生活雑排水処理人口	13,871	13,959	14,018	14,054	13,859
下水道	7,916	8,072	8,172	8,171	8,346
農業集落排水処理施設	4,791	4,730	4,695	4,557	4,112
合併処理浄化槽	1,164	1,157	1,151	1,326	1,401
③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	30	29	29	24	19
④非水洗化人口 汲み取りし尿	1,668	1,562	1,280	560	16
生活排水処理率 (%) ②/①	89.1%	89.8%	91.5%	96.0%	99.7%

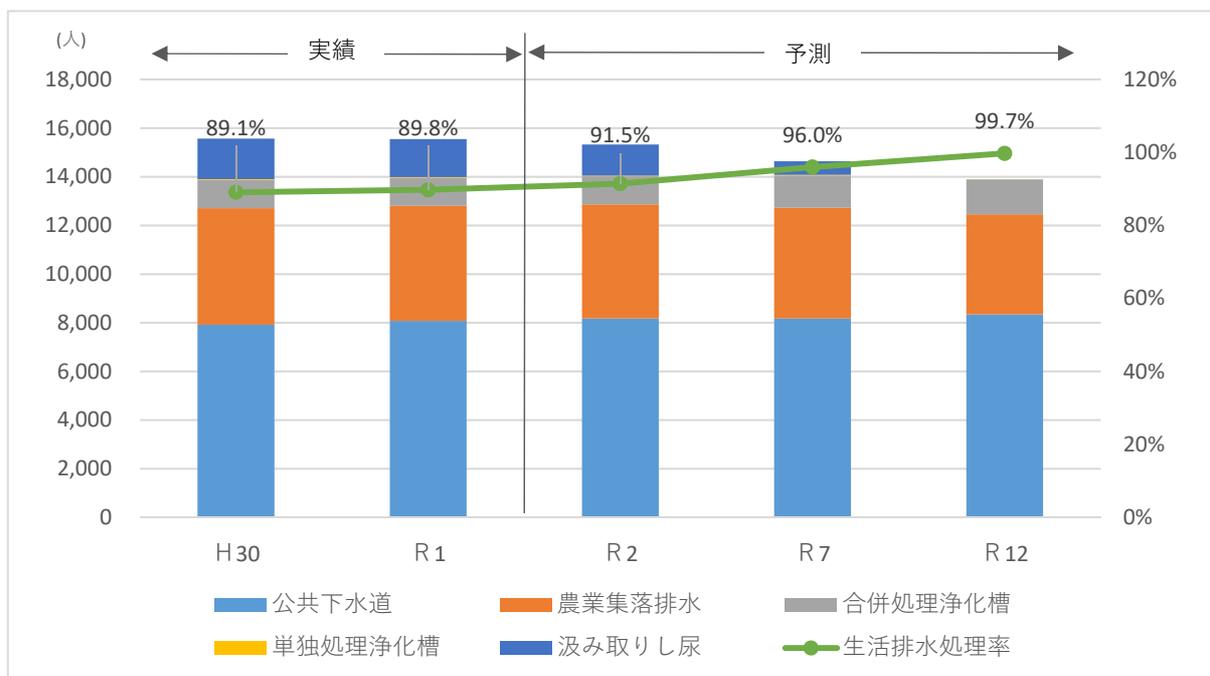


図 4-4 処理形態別人口の将来予測

## 2 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測を表 4-4 及び図 4-5 に示します。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測

年度		H30	R1	R2	R7	R12	
し尿	人口	(人)	1,668	1,562	1,280	560	16
	排出量	(KL/年)	1,808	1,603	1,362	596	17
	1人1日あたり	(L/人日)	2.97	2.81	2.91	2.91	2.91
浄化槽汚泥	人口	(人)	1,194	1,186	1,180	1,350	1,420
	排出量	(KL/年)	1,998	2,391	1,649	1,886	1,984
	1人1日あたり	(L/人日)	4.58	5.52	3.83	3.83	3.83
農集汚泥	人口	(人)	4,791	4,730	4,695	4,557	4,112
	排出量	(KL/年)	1,519	1,301	1,429	1,387	1,252
	1人1日あたり	(L/人日)	0.87	0.75	0.83	0.83	0.83
排出量合計		(KL/年)	5,325	5,296	4,440	3,869	3,253

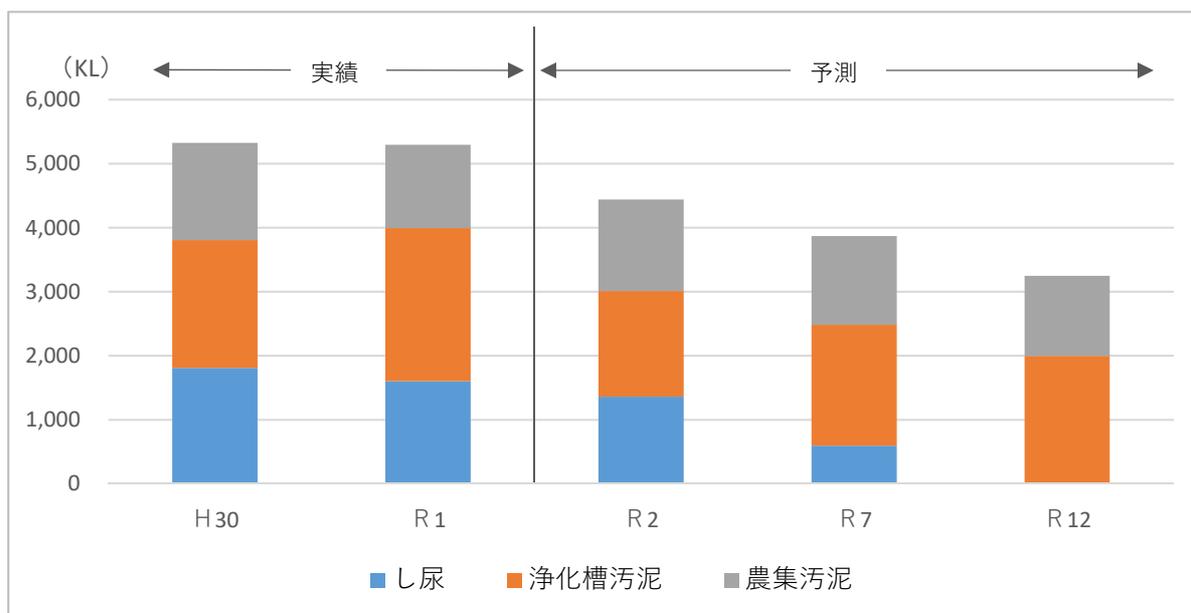


図 4-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測

### 第3節 生活排水処理計画

#### 1 基本方針

当町における生活排水については、町民の快適な生活環境の確保と公共用水域における水質の保全を図るため、引き続き公共下水道及び農業集落排水への接続を促進するための啓発を行うとともに、合併処理浄化槽の普及を推進することにより、生活排水処理率の向上を図ります。

#### 2 処理主体

本町の生活排水処理の処理主体を表4-5に示します。

表4-5 生活排水の処理主体

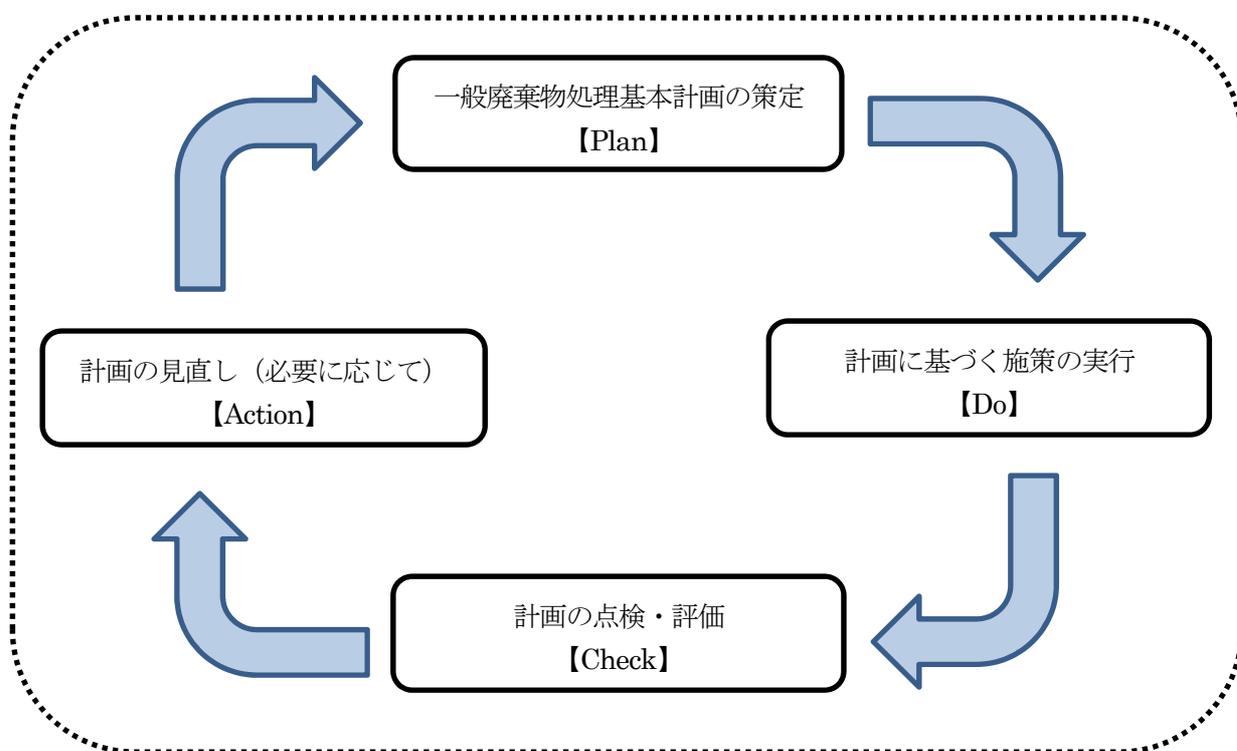
処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道		し尿及び生活雑排水	岩手県
農業集落排水処理施設		し尿及び生活雑排水	金ケ崎町
合併処理浄化槽	町管理型浄化槽	し尿及び生活雑排水	金ケ崎町
	個人設置型浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽		し尿	個人
汲み取り		し尿	個人
し尿処理施設		し尿及び汚泥	胆江地区衛生センター

## 第5章 計画の進行管理

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に関し、PDCAサイクルにより、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価を行い、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

なお、PDCAサイクルとは、以下図に示すように、計画を策定（Plan）し、同計画に基づいて施策を実施（Do）し、目標の達成状況や施策の実施状況を分析・評価（Check）し、その後、必要に応じて見直し（Action）を実施することをいいます。



金ヶ崎町一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

発行 金ヶ崎町

編集 金ヶ崎町生活環境課

住所：岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

電話：0197-42-2111 FAX：0197-42-3122